

令和8年2月4日
土木部交通安全自転車課

世田谷区立レンタサイクルポート運営終了に伴う跡地活用について

1 主旨

世田谷区立レンタサイクル事業は、令和7年第3回区議会定例会において「世田谷区立レンタサイクルポート条例を廃止する条例」の議決を受け、令和7年11月30日をもって全てのレンタサイクルポートの運営を終了し、民間シェアサイクル事業へ完全移行することとした。

このたび、今後の跡地活用の方向性について取りまとめたので報告する。

2 これまでの経過及び取り組み

令和7年2月 6日	公共交通機関・バリアフリー対策等特別委員会 「区レンタサイクル事業の廃止及び民間シェアサイクル事業への完全移行」報告
3月 3日	年度内の運営終了を場内に掲示
	民間シェアサイクル各社のパンフレットを場内にて配布
6月 1日	区のおしらせ「せたがや」に年度内の運営終了記事を掲載
6月 4日	高齢者向けスマートフォン講座会場（各まちづくりセンター）にて民間シェアサイクル各社のパンフレット配布
7月 1日	自転車利用への転換のため区立駐輪場の利用方法及び放置自転車のリサイクル販売先の情報を場内に掲示
9月 2日	都市整備常任委員会 「世田谷区立レンタサイクルポート条例を廃止する条例」説明
9月 3日	11月30日で運営を終了することを場内に掲示
9月 26日	第3回区議会定例会 「世田谷区立レンタサイクルポート条例を廃止する条例」議決
10月 10日	経堂駅前、三軒茶屋北及び三軒茶屋中央ポートにてドコモバイクシェアの使い方教室を事業者が実施
10月 30日	桜上水南及び桜新町ポートにてハローサイクリングの使い方教室を事業者が実施
11月 30日	レンタサイクルポートの運営を終了
12月～	指定管理者による未返却自転車の返却対応
令和8年1月～	施設内ゲート等の撤去
	貸出用自転車の買取事業者への引き渡し

※広報については区及び指定管理者のホームページでも合わせて都度実施

3 民間シェアサイクル事業と区の関わり

令和8年度以降も、区は、協定を締結している民間シェアサイクル事業者と相互協力し、放置自転車の抑制、自転車総量の抑制、駐輪場需要の適正化に資する新たな都市の交通システムとして、区民の移動利便性向上に寄与することも目的に、協定を継続する。

(令和8年4月1日から令和10年3月31日まで 2年毎の更新)

【区の役割】

- ・シェアサイクルポート用公有財産の確保（令和8年度より利用料を有償化する）
- ・民間シェアサイクルの区民周知
- ・広告を表示した自転車の公有財産サイクルポートへの乗り入れの承諾 等

【民間シェアサイクル事業者の役割】

- ・民間シェアサイクルの運営全般（苦情・事故対応含む）
- ・民有地でのシェアサイクルポート用地の確保
- ・自転車利用に係る交通安全啓発等の区の政策や事業と連動する取組みへの協力
- ・災害時等における公用としてのシェアサイクル活用方法の検討 等

4 跡地活用の方向性

レンタサイクルポートの跡地活用について、各ポート併設駐輪場の利用状況等を踏まえ、庁内関係所管と多角的な検討を行った結果、自転車利用者の利便性向上を図ることを目的に以下の方向性で整備することとした。

ポート名称	活用面積	地権者	活用の方向性
三軒茶屋北	19.2m ²	区	施設外周部に 35台分の駐輪スペースを整備
成城北第二	7.62m ²	区	6台分のシェアサイクルポートを増設
桜上水南	248.5m ²	区	90台分の大型用駐輪スペースを整備 10台分のシェアサイクルポートを増設
経堂駅前	290m ²	民間	地権者である民間事業者へ駐輪場整備や シェアサイクルの導入を働きかける
桜新町	232m ²	民間	100台分の大型用駐輪スペースを整備
等々力	17.25m ²	東京都	10台分の駐輪スペースを整備
三軒茶屋中央	229m ²	国	200台分の駐輪スペースを整備

※整備台数は現時点での整備予定台数

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年度 上半期	三軒茶屋北	駐輪場スペースの拡張
	成城北第二	シェアサイクルポートの増設
	経堂駅前	区設置の管理棟やラック等を撤去
	等々力	駐輪場スペースの拡張
下半期	桜上水南	駐輪場スペースの拡張とシェアサイクル ポートの増設
	桜新町	駐輪場スペースの拡張
	三軒茶屋中央	駐輪場スペースの拡張